

## 広報かみいち広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上市町有料広告掲載取扱要綱（平成23年上市町告示第14号。以下「要綱」という。）第4条、第6条及び第13条の規定に基づき、町が発行する広報紙「広報かみいち」（以下「広報」という。）における有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格)

第2条 広報に掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1型 縦46ミリメートル、横88ミリメートル
- (2) 2型 縦46ミリメートル、横176ミリメートル

2 広告は、1色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。

3 広告の掲載位置は、表紙及び裏表紙以外の紙面の下段とする。

4 広告の枠数は、第1項第1号の規格を1枠として、広報の発行号につき6枠以内の掲載とする。ただし、第1項第2号の規格は、同項第1号の2枠分の規格とする。

### (広告の掲載料)

第3条 広告の掲載は、広報の発行号単位とし、広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1型 1件10,000円
- (2) 2型 1件20,000円

### (広告の掲載期間等)

第4条 広告の掲載期間は、各月号単位とする。ただし、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げない。

### (広告の掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報かみいち広告掲載申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、上市町広告掲載審査委員会による広告内容等の審査を行い、その適否を決定し、掲載する場合にあっては広報かみいち広告掲載決定通知書（様式第2号）により、掲載しない場合にあっては広報かみいち広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第6条 広告の掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する日までに広告掲載料を一括して納入するものとする。

### (広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告の原稿は、町長が指定する方法により作成し、広告主が広告の掲載を希望する広報の発行日の15日前又は町長が指定する日までに提出するものとする。

2 広告の原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が前条に規定する日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主又は広告の内容が不適當であると判明した場合

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月8日告示第6号)

この告示は、平成24年2月8日から施行する。

年 月 日

広報かみいち広告掲載申込書

上市町長 宛

申込者 住所  
氏名 印  
(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)

次のとおり、広報かみいちに広告を掲載したいので、広報かみいち広告掲載取扱要領の内容を承諾し、申し込みます。

なお、上市町有料広告掲載取扱要綱及び広報かみいち広告掲載取扱要領を遵守します。

掲載希望号	年 月号から 年 月号まで
規 格	1型(縦46mm、横88mm) 2型(縦46mm、横176mm)
広告の図案	添付データのとおり
担当者の連絡先	氏名 電話 E-mail:

年 月 日

広報かみいち広告掲載決定通知書

様

上市町長

年 月 日付けで提出された広報かみいち広告掲載申込書の内容等について審査したところ、次のとおり広報かみいちに広告を掲載することとしたので、通知します。

- 1 掲載申込書受付年月日 年 月 日
- 2 広告を掲載する広報 年 月 日号から 年 月号まで
- 3 意見等

年 月 日

広報かみいち広告不掲載決定通知書

様

上市町長

年 月 日付けで提出された広報かみいち広告掲載申込書の内容等について審査したところ、次の理由により広報かみいちに広告を掲載しないこととしたので、通知します。

- 1 掲載申込書受付年月日 年 月 日
- 2 掲載しないこととした理由等